

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	大原看護専門学校
設置者名	一般財団法人大原記念財団

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の 単位数	省令で定める 基準単位数	配 置 困 難
医療専門課程	看護科	夜・ 通信	102 単位	10 単位	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載 https://school.ohara-hp.or.jp/
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	大原看護専門学校
設置者名	一般財団法人大原記念財団

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	大原看護専門学校運営委員会
役割	委員会は、次の事項について審議し教育計画や学生の処遇等より良い学校運営に意見を反映させる。 1. 学校の運営に関すること（教育計画、諸規定の制定・改廃、予算等） 2. 学則の変更に關すること 3. 入学試験に関すること 4. 進級及び卒業の認定に関すること 5. 賞罰に関すること

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
一般財団法人大原記念財団 理事長	2026. 4. 1～ 2027. 3. 31	(財団役員)
一般財団法人大原記念財団 副理事長	2026. 4. 1～ 2027. 3. 31	(財団役員)
一般財団法人大原記念財団 経営本部 事務局長	2026. 4. 1～ 2027. 3. 31	(財団 経営本部 事務局長)
一般財団法人大原記念財団 看護本部 総看護部長	2026. 4. 1～ 2027. 3. 31	(実習先 総看護部長)
一般財団法人大原記念財団 大原綜合病院 看護部長	2026. 4. 1～ 2027. 3. 31	(実習先 看護部長)
(備考)		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大原看護専門学校
設置者名	一般財団法人大原記念財団

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 授業計画は学則に学則別表 1 で学年毎の配当科目について明示している。年度末に次年度の変更箇所・内容を担当教員に確認し、教育課程を製本している。4 月に 1 年生に教育課程を配布している。2、3 年生には変更内容を印刷し、配布している。 公表時期は、4 月とする。 <u>シラバス内容</u> ・科目設定理由 ・単元目標 ・授業計画(単位、授業時期、時間) ・学習内容 ・授業形態(講義、演習) ・使用テキスト ・評価方法(試験、レポート、実技) 履修規定(学習の評価) 第 5 条 教科目は筆記試験、レポート及び実習記録等により、総合的に評価する。 学則第 9 条(学習の評価) 3 試験は、各科目 100 点満点とし 60 点以上を合格とする。 A(80 点以上)、B(70 点～79 点)、C(60 点～69 点)を合格、D(60 点未満)を不合格とする。 ・実務経験のある教員による授業科目についての明示 専任教員で記載 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(平成 28 年改正) 第 5 教員に関する事項 1 専任教員及び教務主任 (3)看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当するものであること～略～ ア 保健師、助産師または看護師として 5 年以上業務に従事した者	
授業計画書の公表方法	ホームページに掲載 https://school.ohara-hp.or.jp/

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業科目の学習成果の評価は、次の学則に則り、実施している。 学則第九条（学習の評価、単位の授与及び修了の認定）履修規定 7 条（再試験・再実習） 各教科目の履修を認定するために試験を行う。 試験方法は、筆記試験、レポート及び実習記録等により総合的に評価する。試験は、100 点満点とし、60 点以上を合格とする。 A(80 点以上)、B(70 点～79 点)、C (60 点～69 点) を合格、D(60 点未満)を不合格とする。 《講義》 各科目の授業時間数の 3 分の 2 以上の出席をもって担当講師が試験を実施、評定し、100 点満点 60 点以上の者を合格とする。合格に満たなかった者は再試験を原則 1 回受けることができる。再試験の成績は 60 点を上限とする。 《実習》 出席すべき実習時間数の 4 分の 3 以上の出席をもって担当教員と臨地実習指導者がレポート実習記録等により総合的に評価し、100 点満点 60 点以上の学生を合格とする。合格に満たなかった者は再実習を原則 1 回受けることができる。再実習の成績は 60 点を上限とする。 単位の確認は職員会議で行い、運営委員会で単位の認定を行う。	
3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 成績の評価は、学則第 9 条に提示しており、A (80 点以上) B (70 ～ 79 点) C (60 ～ 69 点) D (59 点以下) とし、C 以上を合格としている。 GPA は、学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表し、入学時から通算の累積 GPA を算出している。算出式を下記に示す。 1. 試験得点に応じて 4 段階（3.0 以上、2.0 以上 3.0 未満、1.0 以上 2.0 未満、1.0 未満）の数値（グレード・ポイント）を設定する。受講を中止した科目や不合格となった科目は GP0 となる。 2. 各履修科目の GP に、科目の単位数を掛けた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものが GPA となる。 3. 各授業科目の 100 点満点での評価を集計した学生の個々の評定の分布を把握し、学生の相対的な位置を知ることができる。 GPA の算出方法及び指標の公表に向けて取り組んでいく。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページに掲載 https://school.ohara-hp.or.jp/

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 以下の卒業認定方針に基づき 2 月に看護学校運営委員会の議を経て卒業を認定している。 卒業認定方針 ディプロマポリシー I 対象を理解する力 1. 対象をありのままに捉えることができる。 2. 対象を尊重し、その人らしさを考えることができる。 II 看護を実践する力 1. 科学的根拠に基づいて行動できる。 2. リフレクションから、よりよい看護を展開できる。 III 人間関係を築く力 1. 対象と援助的関係を形成することができる。 2. 保健・医療・福祉チームの一員として連携・協働することができる。 IV 輝き続ける力 1. 自己を肯定的に捉え、磨き続けることができる。 大原看護専門学校学則 抜粋 (卒業の認定) 第 2 1 条 学校長は、所定の授業科目を履修し単位を取得した者について、看護学校運営委員会の議を経て卒業を認定する。 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、卒業を認めることができない。 (卒業証書及び称号の付与) 第 2 2 条 学校長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して卒業証書(第 6 号様式)を授与する。 2 卒業の認定を受けた者は、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	ホームページに掲載 https://school.ohara-hp.or.jp/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	大原看護専門学校
設置者名	一般財団法人大原記念財団

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.ohara-hp.or.jp/
収支計算書又は損益計算書	https://www.ohara-hp.or.jp/
財産目録	
事業報告書	https://www.ohara-hp.or.jp/
監事による監査報告（書）	https://www.ohara-hp.or.jp/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	看護科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼間	1 2 0 単位	97 単位		23 単位			
			120 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
1 0 5 人		9 4 人	0 人	1 0 人	1 0 6 人	1 1 6 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 授業計画は学則に学則別表1で学年毎の配当科目について明示している。 年度末に次年度の変更箇所・内容を担当教員に確認し、教育課程を製本している。 4月に1年生に教育課程を配布している。2、3年生には変更内容を印刷し、配布している。 公表時期は、4月とする。 <u>シラバス内容</u> ・科目設定理由 ・単元目標 ・授業計画（単位、授業時期、時間） ・学習内容 ・授業形態（講義、演習） ・使用テキスト ・評価方法（試験、レポート、実技） 履修規定(学習の評価) 第5条 教科目は筆記試験、レポート及び実習記録等により、総合的に評価する。 学則第9条（学習の評価）

3 試験は、各科目100点満点とし60点以上を合格とする。 A(80点以上)、B(70点～79点)、C(60点～69点)を合格、D(60点未満)を不合格とする。 ・実務経験のある教員による授業科目についての明示 専任教員で記載 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(平成28年改正) 第5 教員に関する事項 1 専任教員及び教務主任 (3)看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当するものであること～略～ ア 保健師、助産師または看護師として5年以上業務に従事した者
成績評価の基準・方法
(概要) 成績評価の基準・方法は、次の学則に則り、実施している。 学則第九条(学習の評価、単位の授与及び修了の認定)履修規定7条(再試験・再実習) 各教科目の履修を認定するために試験を行う。 試験方法は、筆記試験、レポート及び実習記録により総合的に評価する。 試験は、100点満点とし、60点以上を合格とする。 A(80点以上)、B(70点～79点)、C(60点～69点)を合格、D(60点未満)を不合格とする。 《講義》 各科目の授業時間数の3分の2以上の出席をもって担当講師が試験を実施、評定し、100点満点60点以上の者を合格とする。合格に満たなかった者は再試験を原則1回受けることができる。再試験の成績は60点を上限とする。 《実習》 出席すべき実習時間数の4分の3以上の出席をもって担当教員と臨地実習指導者がレポート実習記録等により総合的に評価し、100点満点60点以上の学生を合格とする。合格に満たなかった者は再実習を原則1回受けることができる。再実習の成績は60点を上限とする。 単位の確認は職員会議で行い、運営委員会で単位の認定を行う。
卒業・進級の認定基準
(概要) 以下の卒業認定方針に基づき卒業を認定している。 ディプロマポリシー I 対象を理解する力 1. 対象をありのままに捉えることができる。 2. 対象を尊重し、その人らしさを考えることができる。 II 看護を実践する力 1. 科学的根拠に基づいて行動できる。 2. リフレクションから、よりよい看護を展開できる。 III 人間関係を築く力 1. 対象と援助的関係を形成することができる。 2. 保健・医療・福祉チームの一員として連携・協働することができる。 IV 輝き続ける力 1. 自己を肯定的に捉え、磨き続けることができる。

大原看護専門学校学則 抜粋 (卒業の認定) 第 21 条 学校長は、所定の授業科目を履修し単位を取得した者について、看護学校運営委員会の議を経て卒業を認定する。 2 前項の場合において、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、卒業を認めることができない。 (卒業証書及び称号の付与) 第 22 条 学校長は、前条の規定により卒業を認定した者に対して卒業証書(第 6 号様式)を授与する。 2 卒業の認定を受けた者は、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士と称することができる。 <進級認定基準> ・ 1 年次 (1) 人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ・Ⅲをすべて修得していること。 (2) 地域と暮らし、大人の理解、高齢者の理解、子どもの理解、リプロダクティブヘルスケア、こころの理解をすべて修得していること。 上記基準を満たし運営委員会の議を経て認定される。
学修支援等 (概要) 看護師免許取得に向けて 1 年次から看護師国家試験対策を計画的に行っている。3 年次は模擬試験 5 回・外部講師による学内講座 3 回程度実施。奨学金制度の手続き支援。学校カウンセリング。傷害保険への加入手続き、対応。情報科学室の開放。実習室の開放。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
30 人 (100%)	人 (%)	30 人 (100%)	人 (%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 就職相談・履歴書・面接相談			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格（看護師免許）			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
98人	4人	4.1%
(中途退学の主な理由) 病気・進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 定期面接・保護者との連携・保護者会での情報共有		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護科	200,000 円	480,000 円	250,000 円	入学時必要経費、 施設維持管理費、実習費
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 https://school.ohara-hp.or.jp/		
第三者評価の基本方針（実施方法・体制） 看護師養成に関する病院・施設関係者及び実習指導者と共に学校関係者評価委員会を設置して、看護の実務経験等を活かして教育計画や教育環境等について評価し、その評価結果を次年度以降の教育活動及び学校運営の改善に寄与する。 関係者委員会は、学校長が委嘱する委員により構成する。 (1) 設置主体の理事長、副理事長、事務局長、総看護部長、臨地実習施設の看護部長 (2) その他学校長が必要と認める者		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
一般財団法人大原記念財団 理事長	2026. 4. 1～2028. 3. 31	財団役員
一般財団法人大原記念財団 副理事長	2026. 4. 1～2028. 3. 31	財団役員
一般財団法人大原記念財団 経営本部 事務局長	2026. 4. 1～2028. 3. 31	財団経営本部事務局長
一般財団法人大原記念財団 看護本部 総看護部長	2026. 4. 1～2028. 3. 31	実習先総看護部長
一般財団法人大原記念財団 大原総合病院 看護部長	2026. 4. 1～2028. 3. 31	実習先看護部長
第三者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページに掲載 https://school.ohara-hp.or.jp/		
(備考)		
第三者評価が未実施である。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

ホームページに掲載 <https://school.ohara-hp.or.jp/>